

家畜伝染病病原体の所持等における必要な手続等

1 家畜伝染病病原体について

家畜伝染病予防法（以下、法という。）第2条で規定される「家畜伝染病」の原因となる病原体のうち、所持に農水大臣の許可が必要なものを「家畜伝染病病原体」といいます（法第46条の5第1項）。

1-1 「家畜伝染病病原体」は次のとおりです（施行規則第56条の3）。

	病原体の名称
①	モルビリウイルス・リンダーペストウイルス（L株、BA-Y S株、RBO K株、LA株及び赤穂株を除く。） （別名牛痘ウイルス）
②	モルビリウイルス・リンダーペストウイルス（L株、BA-Y S株、RBO K株、LA株及び赤穂株に限る。） （別名牛痘ウイルス）
③	マイコプラズマ・マイコイデス（亜種がマイコイデスであるものに限る。） （別名牛肺疫菌）
④	アフトウイルス・フットアンドマウスディジェーズウイルス （別名口蹄疫ウイルス）
⑤	マイコバクテリウム・ボービス （別名結核菌）
⑥	オルビウイルス・アフリカンホースシックネスウイルス （別名アフリカ馬疫ウイルス）
⑦	モルビリウイルス・ペストデプティルミナンウイルス （別名小反芻獣疫ウイルス）
⑧	ペスチウイルス・クラシカルスワインフィーバーウイルス （別名豚熱ウイルス）
⑨	アスフィウイルス・アフリカンスワインフィーバーウイルス （別名アフリカ豚熱ウイルス）
⑩	インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス（次に掲げる要件のいずれかに該当するもの（第56条の27第15号に掲げる病原体及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症」という。）の病原体を除く。）に限る。）

	(別名高病原性鳥インフルエンザウイルス) イ 週齢が満6週の鶏におけるI V P I (静脈内接種試験により得られた病原体の病原性の高さを表した指数をいう。)が1.2を超えること。 ロ 週齢が満4週以上満8週以下の鶏に静脈内接種した際の当該鶏の死亡率が75パーセント以上であること。 ハ 血清亜型がH5又はH7であつて、ヘマグルチニン分子の開裂部位に複数の塩基性アミノ酸があり、かつ、そのアミノ酸配列がこの号に掲げる病原体であると確認されたものと類似のものであると推定されること。
⑪	インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス (血清亜型がH5又はH7であるものであつて、人以外の動物から分離されたもの(⑩に掲げる病原体(高病原性鳥インフルエンザウイルス)、次に掲げる病原体(届出伝染病等病原体の低病原性鳥インフルエンザウイルス)、第56条の27第15号に掲げる病原体(馬インフルエンザウイルス)及び新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。)に限る。) (別名低病原性鳥インフルエンザウイルス) イ A/chicken/Mexico/232/94/CPA(H5N2) ロ A-H5N9 TW68 Bio ハ A/duck/Hokkaido/Vac-1/04(H5N1) ニ A/duck/Hokkaido/Vac-2/04(H7N7) ホ A/duck/Hokkaido/Vac-3/2007(H5N1) へ A/common magpie/Hong Kong/5052/2007(H5N1)(SJRG-166615) ト A/Ezo red fox/Hokkaido/1/2022(H5N1)(NIID-002) チ A/turkey/Turkey/1/2005(H5N1)(NIBRG-23) リ rg A/bar-headed goose/Qinghai lake/1a/05[R]6+2(163222) ヌ rg A/whooper swan/Mongolia/244/05[R]6+2(163243)

1-2 重点管理家畜伝染病病原体及び要管理家畜伝染病病原体(施行規則第56条の8及び第56条の9)

家畜伝染病病原体は次の二つに区分され、所持に必要な基準等が異なります。

- ・重点管理家畜伝染病病原体：上表の①、④、⑨
- ・要管理家畜伝染病病原体：上表の②、③、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩、⑪

1-3 所持に許可が不要な家畜伝染病病原体

家畜の伝染性疾病を発生させるおそれがないものとして、所持に許可が不要な家畜伝染病病原体は次のとおり(施行規則第56条の34)。

①	マイコプラズマ・マイコイデス（亜種がマイコイデスであるもののV株に限る。）
②	ペスチウイルス・クラシカルスワインフィーバーウイルス（GPE-株、C株、vGPE-/PAPeVE ^{rns} 株及びvGPE-/PhoPeVE ^{rns} 株に限る。）
③	マイコバクテリウム・ボービス（bacille Calmette-Guerin株に限る。）

2 所持に必要な基準等

2-1 家畜伝染病発生予防規程の作成等（法第46条の12）

詳細は施行規則第56条の18を参照。

2-2 病原体取扱主任者の選任等（法第46条の13）

詳細は施行規則第56条の19及び20を参照。

2-3 教育訓練の実施（法第46条の14）

詳細は施行規則第56条の21を参照。

2-4 記帳の義務（法第46条の15）

詳細は施行規則第56条の22を参照。

2-5 施設の基準（法第46条の16）

詳細は施行規則第56条の8及び9を参照。

2-6 保管等の基準（法第46条の17）

詳細は施行規則第56条の23（保管の基準）、24（使用の基準）及び25（運搬及び滅菌等の基準）を参照。

2-7 災害時の応急措置（法第46条の18）

詳細は施行規則第56条の26を参照。

応急措置を実施した場合には、速やかに災害時応急措置届出書（様式第45号）を提出してください。

2-8 所持の許可は、次のいずれかの目的で所持する場合に限られます（法第46条の6第1号）。

- ① 検査
- ② 治療
- ③ 医薬品、検査試薬の製造
- ④ 試験研究

3 所持の許可の申請について

3-1 次の場合、所持の許可を申請する必要はありません。

- ① 滅菌譲渡義務者（4-6 に該当することとなった場合）が、滅菌譲渡をするまでの間、所持する場合（法第 46 条の 5 第 1 号）。
- ② 許可所持者又は①の者から運搬を委託された者が、その家畜伝染病病原体を運搬するために所持する場合（法第 46 条の 5 第 2 号）。
- ③ ①、②の者の従業者が、その職務上家畜伝染病病原体を所持する場合（法第 46 条の 5 第 3 号）。

3-2 所持の許可を申請する場合（法第 46 条の 5 第 2 項）

家畜伝染病病原体所持許可証の交付を受けるまでは、家畜伝染病病原体を所持することはできません。所持の許可を申請する場合、事業所ごとに、以下の書類について、農林水産省消費・安全局動物衛生課に提出してください。なお、別の病原体を新たに所持する場合は 4-1 の許可事項の変更の許可を申請してください（同一の種類の病原体（株違いなど。）を新たに所持する場合、申請は不要です。）。

- ① 家畜伝染病病原体所持許可申請書（様式第 31 号。複数の種類の病原体を同時に申請する場合でも 1 つの申請書で差し支えありません。）
- ② 以下（③～⑫）の添付書類の一覧表
- ③ 法人にあっては、法人の登記事項証明書（写し可。）
- ④ 予定所持開始時期を記載した書面
- ⑤ 法第 46 条の 5 第 1 項本文の許可を受けようとする者が、法第 46 条の 6 第 2 項各号に規定する者に該当しない旨の宣誓書
- ⑥ 家畜伝染病病原体取扱施設を中心とし、縮尺及び方位を付けた事業所内外の見取図
- ⑦ 家畜伝染病病原体取扱施設のうち、病原体の取扱いに係る室の間取り、用途及び出入口、管理区域、農林水産大臣が定める標識（様式第 32 号）を付ける箇所を示し、かつ、縮尺及び方位を付けた平面図
- ⑧ 家畜伝染病病原体取扱施設のうち、病原体を取り扱う主要部分の縮尺を付けた立面図（主要部分が⑦の平面図にすべて記載されている場合は、省略可能です。）
- ⑨ その他当該届出に係る家畜伝染病病原体取扱施設が法第 46 条の 16 に規定する家畜伝染病病原体取扱施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していることを説明した書類（取扱施設の基準（施行規則第 56 条の 8 又は第 56 条の 9）に適合していることを証明した書類）
- ⑩ 家畜伝染病発生予防規程届出書（様式第 39 号）
- ⑪ 家畜伝染病発生予防規程の本体
- ⑫ 病原体取扱主任者選任届出書（様式第 41 号）

- ⑬ 被選任者の病原体の取扱いに関する略歴を記載した用紙又は免状の写し等

4 所持の許可事項に変更が生じる場合

4-1 許可事項の変更の許可の申請（法第 46 条の 8 第 1 項）

「家畜伝染病病原体の種類」、「所持の目的及び方法」、「家畜伝染病病原体の取扱施設の位置、構造及び設備」を変更しようとする場合であって、「軽微な変更」でない場合は変更する前に許可を申請し、家畜伝染病病原体所持許可証の再交付を受けてください（例：家畜伝染病を使用する実験室の追加など）。

申請には以下の書類について、農林水産省消費・安全局動物衛生課に提出してください。

- ① 家畜伝染病病原体所持許可変更許可申請書（様式第 3 5 号）
- ② 以下（③～⑥）の添付書類の一覧表
- ③ 変更の予定時期を記載した書面
- ④ 所持の届出の際に提出した添付書類⑥～⑨のうち、変更に係るもの。
変更があった部分を明示してください。
- ⑤ 工事を伴うときは、その予定工事期間及びその工事期間中家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に関し講じる措置を記載した書面
- ⑥ 家畜伝染病病原体所持許可証の原本（紙で交付を受けている場合）

なお、事業所を移転しようとする時には、取扱施設の廃止の手続き及び新たな取扱施設の許可申請が必要です。

4-2 許可事項の軽微な変更の届出（法第 46 条の 8 第 2 項）

「軽微な変更」とは、以下のものを指します。変更の内容が「軽微な変更」に当たるかは農林水産省消費・安全局動物衛生課までご相談ください。

- ① 家畜伝染病病原体取扱施設の廃止（家畜伝染病病原体の滅菌譲渡を伴わないものに限る。）
- ② 所持の方法の変更
- ③ 管理区域の変更及び設備の増設（工事を伴わないものに限る。例：病原体を取り扱う実験室内の設備（安全キャビネット、オートクレーブなど）の変更など）

変更しようとする前に届出が必要です。以下の書類について、農林水産省消費・安全局動物衛生課に提出してください。

- ① 家畜伝染病病原体所持許可変更届出書（様式第 36 号）
- ② 以下（③～④）の添付書類の一覧表
- ③ 変更の予定時期を記載した書面
- ④ 所持の許可を申請した際に提出した添付書類⑥～⑨のうち、変更に係るもの

4-3 氏名等の変更の届出（法第 46 条の 8 第 3 項）

「氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）又は名称及び住所」を変更する場合は、変更の日から 30 日以内に以下の書類について、農林水産省消費・安全局動物衛生課に提出してください。

- ① 家畜伝染病病原体所持許可氏名等変更届出書（様式第 37 号）
- ② 法人の名称を変更する場合は、変更後の登記事項証明書（写し可。）
- ③ 氏名を変更する場合は、変更後の許可所持者が、法第 46 条の 6 第 2 項各号（第 9 号を除く。）に掲げる者に該当しない旨の宣誓書
- ④ 法人の代表者の氏名を変更する場合は、変更後のその代表者が、法第 46 条の 6 第 2 項第 9 号に規定する者に該当しない旨の宣誓書

4-4 家畜伝染病発生予防規程の変更の届出（法第 46 条の 12 第 2 項）

変更の日から 30 日以内に以下の書類について、農林水産省消費・安全局動物衛生課に提出してください。

- ① 家畜伝染病発生予防規程変更届出書（様式第 40 号）
- ② 変更後の家畜伝染病発生予防規程

4-5 病原体取扱主任者の変更の届出（法第 46 条の 13 第 2 項）

変更の日から 30 日以内に以下の書類について、農林水産省消費・安全局動物衛生課に提出してください。

- ① 病原体取扱主任者選任・解任届出（様式第 4 1 号）
- ② 被選任者の病原体の取扱いに関する略歴を記載した用紙又は免状の写し等

4-6 滅菌譲渡の届出（法第 46 条の 11）

以下の場合には滅菌譲渡届出書（様式 38 号）を、農林水産省消費・安全局動物衛生課に速やかに提出してください。

- ① 許可所持者が家畜伝染病病原体について所持することを要しなくなった場合、所持許可を取り消された場合又は所持許可の効力を停止された場合（許可証の原本の返納も必要です。）
- ② 家畜の伝染性疾患の検査を行っている機関（許可所持者を除く。）がその業務に伴い家畜伝染病病原体を所持することとなった場合

5 書類の提出方法

5-1 本制度に関する詳細、様式等

農林水産省ウェブサイト「病原体の所持等について」をご覧ください。

https://www.aff. go. jp/j/syouan/douei/eisei/e_koutei/kaisei_kadenhou/pathoge

5-2 窓口

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 1 号

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課家畜防疫対策室 病原体管理班

直通電話 03-6744-7144

siyoueiseikanri@aff. go. jp

5-3 本制度、手続き等に関するご相談等

随時受け付けております。電話あるいは電子メールにてご相談ください。

5-4 提出方法

① 持参する場合

窓口まで持参してください（あらかじめ連絡をお願いします。）。

② 郵送する場合

窓口まで送付してください。

③ 電子メールで提出する場合

PDF に変換して窓口のアドレスに送付してください。パスワードを設定する場合は、zip に圧縮して解凍パスワードを設定してください。PDF を開く際のパスワードを設定することはお止めください。

5-5 家畜伝染病病原体所持許可証の原本を返納する場合

① 紙交付されたもの：郵送にて返納

② 電子交付されたもの：電子データを適切に削除し、その旨連絡

5-6 申請・届出内容の写しの保管

申請・届出内容については必ず保管してください。窓口より問い合わせ等することがあります。

6 罰則

家畜伝染病病原体所持の許可の申請や変更の届出等を怠った場合や、虚偽の届出をした場合、以下のとおり罰則が科せられます。

6-1 3年以下の懲役又は100万円以下の罰金（法第64条）

- ① 農林水産大臣の許可（法第46条の5第1項）なく家畜伝染病病原体を所持した場合

6-2 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第65条第4号）

- ① 許可事項の変更の許可（法第46条の8第1項）を怠った場合

6-3 50万円以下の罰金（法第67条第2号）

- ① 滅菌譲渡の届出（法第46条の11第2項）を怠った又は虚偽の届出をした場合

6-4 30万以下の罰金（法第68条第16号、第18号）

- ① 許可事項の軽微な変更の届出（法第46条の8第2項）を怠った又は虚偽の届出をした場合
- ② 災害時の応急措置に係る届出（法第46条の18第2項）を怠った又は虚偽の届出をした場合

6-5 10万以下の過料（第71条第1号、第3号）

- ① 家畜伝染病予防規定の届出（法第46条の12第1項）をせず、家畜伝染病の所持を開始した場合
- ② 病原体取扱主任者の選任の届出（法第46条の13第2項）を怠った又は虚偽の届出をした場合

6-6 5万円以下の過料（第72条第1号、第2号）

- ① 氏名等の変更の届出（法第46条の8第3項）を怠った又は虚偽の届出をした場合
- ② 発生予防規定の変更の届出（法第46条の12第2項）を怠った又は虚偽の届出をした場合